

## 令和5年度 庁議（臨時）概要

- 1 開催日：令和5年11月24日（金）14時45分～14時55分
- 2 議事概要：以下のとおり  
（●議題提出部局説明・回答、☆意見・質問）

### 議題1 北勢水道事務所発注工事にかかる受託収賄容疑事案について

#### ●総務部人事課（資料1に基づき説明）

事案の概要は、令和3年7月に北勢水道事務所が発注した制水弁取換工事（一般競争入札総合評価方式）の入札において、元職員と職員が共謀し、参加業者が提出する技術資料の作成について助言指導を行い、その謝礼として現金を受け取る約束をしたもの。

#### ☆山口企業庁長

県民の皆様に対し、県政に対する信頼を損なうこととなった。深くお詫びを申し上げる。あわせて、各部局の業務運営にも影響が出ていることについても、申し訳なく思っている。企業庁では昨年度から、経営改革に全庁を挙げ取り組んでいるが、今回このような事件が発生してしまった。今後、相当の危機感を持ち、改めて組織運営、企業経営に努めることにより、信頼回復に努めていきたい。

#### ☆中野農林水産部長

県民の皆様に対する信頼を失墜し、また、各方面に多大なご迷惑をお掛けしたことについてお詫び申し上げます。このことについて、職員一人ひとりが自分事として認識するよう周知を図るとともに、気を引き締めて業務にあたっていく。

#### ☆一見知事

- 今回の事案を受け、以下3点指示を出す。
  - ① 今回の逮捕容疑は、個人の行為ではあるが、公務員という地位を利用して行ったものであり、決して許されるものではない。職員一人ひとりが、自分事と捉え自身の行動等を振り返るなど真摯に受けとめること。
  - ② 全職員対象のコンプライアンス・ミーティングの実施、eラーニング研修を実施し、今一度、遵法精神について自分事として捉え直すこと。
  - ③ 再発防止策の一つとして、公共工事の発注に関し、職員の倫理確保のためのガイドラインを作成すること。
- 今回の事案について、判決によって罪は確定していない段階ではあるが、逮捕容疑は受託収賄であり、一般的には汚職と呼ばれるものである。我々公務員は、今回の事案が職を汚す行為であることを重く受け止め、信頼を損なうことなく仕事をする必要がある。一人の職員の行為であっても、県庁全体が信頼を失くすことにつながる。そのことを職員一人ひとりが自覚すること。

- 公平性や守秘義務を守ったうえで、県民の皆さまに適切なアドバイスをすることは重要であるが、お金を受け取ること、約束することは許されない。お金が絡むような行動は絶対に避け、助言を行う際にも、公平性を担保しかつ守秘義務を徹底すること。